

の再就職手当を受けられる場合を除く。)には、支給残日数の 30 %に基本手当日額 (5,915 円 (60 ~ 64 歳は 4,770 円) を上限とする。) を乗じた額の一時金が支給される。

(6) 教育訓練給付金

イ 支給対象者

次のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、支給要件期間 (注 1) が 3 年以上あるときに、当該教育訓練に要した費用に応じて教育訓練給付金が支給される。

(イ) 教育訓練を開始した日に一般被保険者である者。

(ロ) (イ) 以外の者であって、教育訓練を開始した日が一般被保険者でなくなってから 1 年以内 (適用対象期間 (注 2) の延長が行われた場合には最大 4 年以内) にある者。

注 1) 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

注 2) 一般被保険者でなくなってから 1 年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き 30 日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、教育訓練の受講開始期限を延長することができる。

ロ 給付額

支給要件期間の区分に応じ、下記のとおり。

(イ) 3 年以上 5 年未満 教育訓練に要した費用の 20 % (上限 10 万円)

(ロ) 5 年以上 教育訓練に要した費用の 40 % (上限 20 万円)

(7) 高年齢雇用継続給付

被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の労働者であって、各月に支払われる賃金が 60 歳時点の賃金の 75 %未満である者には、高年齢雇用継続給付 (高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金) が支給される。

イ 支給対象者

60 歳時点に対して賃金額が 25 %を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者 (被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の被保険者)。

ロ 給付額

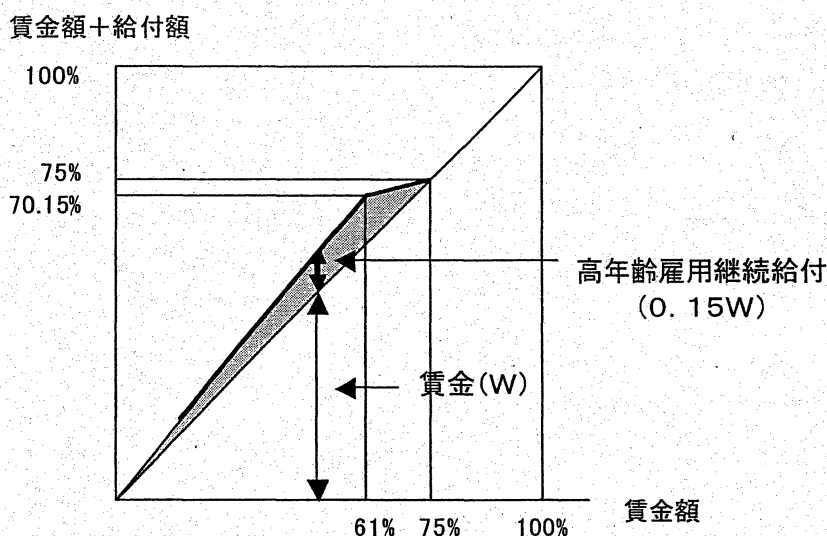
60 歳以後の各月の賃金の 15 % (賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15 %を超え 75 %未満の場合は逡減した率)。

賃金と給付の合計が月額 33 万 9,484 円を超える場合は、超える額を減額。

ハ 支給期間

65 歳に達するまでの期間 (基本手当等受給後に再就職した場合は、基本手当の支

給残日数 200 日以上は 2 年間、100 日以上は 1 年間)。



(注) パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

(8) 育児休業給付

1 歳（その子が 1 歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には 1 歳半）未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前 2 年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月）が 12 月以上ある者には、育児休業給付（育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金）が支給される。

イ 休業前賃金の 40 %相当額を支給（30 %相当額を休業期間中に支給し、残額は育児休業後 6 月間被保険者として雇用された場合に支給）。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の 80 %を超える場合は、超える額を減額。

(9) 介護休業給付

家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前 2 年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月）が 12 月以上ある者には、介護休業給付金が支給される。

イ 休業前賃金の 40 %相当額を支給。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の 80 %を超える場合は、超える額を減額。

3 雇用保険三事業の概要

(1) 雇用安定事業